




2014年11月13日
全国港湾14発第34号
港運同盟発14-第42号

一般社団法人 日本貿易会
会長 小林 栄三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



港湾運送料金ならびに港湾労働に係る諸課題に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは物流の変化と引き続くコスト圧力の強まりの中で、港湾労働者の雇用安定を図るために、持続可能な港湾運送事業の発展が不可欠との視点で、様々な取り組みを進めているところです。その際、港湾利用者(荷主や船社)のご理解、とりわけ港湾運送料金の適正支払いをはじめとする港湾ユーザーとしての責任ある対応が必要と認識しているところです。ついては、港湾運送における諸課題について、下記の通り申し入れますので、誠意ある貴意回答を示されるよう要請します。

記

1. 持続可能な港湾運送事業、安定した港湾労働に資するために、適正な港湾運送料金の支払いに協力いただくこと。また、港湾運送料金を公的関与による料金体制(例：認可料金体制)への移行への私たちの取り組みに理解いただき、必要な協力を行うこと。
2. 港湾産別協定はじめ、港湾労使のルールを遵守し、港湾労働秩序の確立に協力すること。
3. 危険・有害物貨物の事前通知の徹底、重量・固縛状態等の貨物情報の伝達など、港湾作業や、海コン輸送に際しての安全確保に責任ある対応を行うこと。また、強風や荒天時の強行荷役要請は行わないこと。

また、食用油などの液体貨物の海上・港湾・海コン輸送に際して、フレキシブルバックを利用しないこと(別添参照)。

以上

2014年11月12日
全国港湾14発第33号
港運同盟発14-第41号

防衛大臣 江 渡 聡 徳 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信



港湾利用に関する申入れ

私たちは、全国の港湾を職場とする労働者で組織する労働組合です。昨今、自衛隊の諸任務に係る物資輸送のため、自衛隊がチャーターして、港湾を利用するケースが増えています。

こうした際に、当該船舶の入・出港、輸送物資の積み下ろし作業などについて、事前に港湾関係者に知らされないために、他の船会社の本船スケジュールや、港湾運送事業者の荷役作業に少なからず影響を与えていることが、多くみられるようになってきました。

ついては、こうしたことに対応するため、下記について申し入れますので、協議の場において貴意回答を示されるよう要請します。

記

1. 自衛艦や自衛隊の借り受ける船舶の入出航並びに荷役作業(入出港時間・利用バース等)を、特定秘密として取り扱わないこと。
2. 港湾労使は、港湾労働者の雇用と就労に係る革新船の臨時寄港などについては、産別労使協定で事前協議を行い対応することとしています。したがって、自衛隊の借り受ける船舶の入出航や臨時寄港については、事前協議制度のルールに基づき対応することを周知徹底すること。
3. 港湾利用にあたっては、現行の港湾のルール(産別協定など)を尊重すること。
4. 港湾は、港運事業者の業域であり、港湾労働者の職域であることに鑑み、自衛隊の貨物の荷卸しにあたっては、当該港の港運事業者を起用するよう措置すること。

以 上